

各手続の必要書類と申請日

	配食の新規申請	ケアプラン再作成を伴わない軽微な変更			ケアプラン再作成を伴う変更		適用期間(目標期間)以降も継続して配食の利用を希望する場合	終了	
		回数や曜日、時間帯等の変更	担当者の変更	配食事業者変更	配食内容・目標期間の変更	配食期間中の区分変更 ※別紙も参照			
申請書	前橋市高齢者支援配食サービス利用申請書	前橋市高齢者支援配食サービス利用 変更 申請書			前橋市高齢者支援配食サービス利用申請書		前橋市高齢者支援配食サービス利用申請書	前橋市高齢者支援配食サービス利用終了届出書	
基本情報	必要	-	-	-	※変更があれば必要		※変更があれば必要	-	
同意ケアプラン(写)	要支援・事業対象者	介護予防サービス・支援計画書	-	-	※変更後の配食事業者へ	介護予防サービス・支援計画書		介護予防サービス・支援計画書	-
	要介護	居宅サービス計画書第1～3表	-	-		第1～3表		第1～3表	-
申請	随時	毎月10日まで	毎月11日以降	随時	随時	随時	変更の決定後速やかに	適用期間終了月の月末(開庁日)まで	随時
開始日	申請日以降 ※配食事業者による	申請日以降	翌日以降	申請日以降	翌日以降	申請日以降	申請日以降	翌日以降	

※ 基本情報は変更があれば随時提出してください。

※ 配食の認定期間中の区分変更の暫定期間中は申請は必要ありません。回数や曜日の変更がある場合は変更申請書をご提出下さい。

※ 暫定期間中に配食の認定期間が終了してしまう場合は、暫定プランを付けて今までの区分での更新申請をしてください(ケアプラン期間)。区分決定後、暫定プランに変更がなければ決定区分を連絡してください。プラン再作成になる場合は、改めて新しい区分で更新申請をしてください。

区分の変更がある場合の配食サービスの申請について

88

